

## 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会設置要綱

### (設置)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）により実施する一般廃棄物処理業等の合理化事業について調査審議するため、湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を行う。

- (1) 一般廃棄物処理業等の合理化事業のあり方に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員5人程度で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は1年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に開かれる会議は市長が召集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公平性及び客観性に留意して審議を行わなければならない。

- 2 委員は、審査等を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。ただし、湖西市が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、清掃衛生担当課（以下「事務局」という。）において処理する。

2 事務局は、必要に応じて関係部課を事務局に参加させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定め、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。